

平成28年度 第1回
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2016年（平成28年）7月6日（水）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 3 1 分開会

○ 参事 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより平成 28 年度第 1 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、また暑い中を当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、進行をさせていただきます環境総務課長の黛と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、今回から新しく委員になられた方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。お名前だけの紹介とさせていただきます。お手元に A 4 の座席表があると思いますが、この裏面に名簿がついております。この名簿をごらんいただきたいと思います。8 番目、藤沢地区廃棄物対策協議会より選出されていた坂井潤司委員が異動されまして、その後任として古賀弘昭委員に引き継いでいただくことになりました。また、次の 9 番目、神奈川県湘南地域県政総合センターから選出されていた長沼均委員が異動されまして、後任として石塚隆夫委員に引き継いでいただくことになりました。お 2 人の方はいずれも、前任の方の残任期間について委員をお願いすることになります。古賀様、石塚様、よろしくお願いいたします。

それでは早速、次第の 1 「第 1 回審議会」へと移らせていただきます。

初めに、この会は、規則によりまして、開催要件として委員の方の過半数の出席が必要となっております。本日は 19 名中 17 名の委員の方にご出席をいただいておりますので、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、本日、傍聴の方はいらっしゃいません。

それでは、議事にお移りいただく前に、事務局を代表して金子環境部長から皆様にご挨拶をさせていただきます。

○ 金子部長 皆様、こんにちは。藤沢市環境部長の金子でございます。

本日は、お忙しい中、平成 28 年度第 1 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

皆様には、常日ごろより藤沢市政、特に環境行政にご理解とご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

廃棄物の処理については、市民生活に密着した日々の社会活動に欠かせないものであるとともに、減量・資源化への取り組みは循環型社会形成に向けた重要な取り組みと考えており

ます。

藤沢市の人口は現在 42 万人で、5 年前と比べて約 1 万 3,000 人増加しております。今後、平成 42 年に人口約 43 万人をピークに迎えて、それまでは微増で進むと推計されています。ただ、今後の動向におきまして、Fujisawa サステイナブル・スマートタウンも残る 700 戸、こちらは入居に向けた建設が進んでおります。また、人口推計以降、羽鳥の NTT 社宅跡地は現在区画整理中で、こちらも戸建てと集合住宅の建設が予定されております。さらに、鶴沼神明の日本電気硝子も、今、更地になっておりまして、工事中です。この辺の跡地利用にも大変留意が必要かなと思っております。ごみの減量・資源化の取り組みを進める中で、そういう意味ではさらなる人口増加等、大変厳しい状況にあるとは考えております。

もう一方で、2025 年問題の超高齢社会の進展を踏まえますと、ごみ質の変化等への対策も重要になってきております。

本日は、このような状況を踏まえた藤沢市一般廃棄物処理基本計画が改定の年に当たることから、改定に当たってご審議をいただくこととなりますが、ぜひとも忌憚のないご意見をいただく中で議論を深めてまいりたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、本日、「その他」で、ごみの分け・出し動画をごらんいただきます。これは、市民団体、学生と意見交換をする中で、ごみのなぜという素朴な疑問から始まりまして、目で見てよりわかりやすい動画での啓発という意見をいただきましたので、現在、環境部としては、あの手この手を使って減量・資源化に努めているところでございます。この辺についても見ていただいて、ぜひともご意見をいただければと思います。

簡単ではございますが、審議会開催に当たりまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○ 参事 それではここで、資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料、まず 1 点目が「次第」でございます。次が、A 4、2 枚を左側でホチキスどめしてある「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について」です。次が、ちょっと大きい A 3 判、1 枚物で「藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業に関するスケジュール」です。次が、カラー版「スマホで毎日のごみ出しをもっと便利に!!」。これは 3 枚がクリップどめされていると思っております。A 5 のカラー、A 4 のカラー、A 3 のカラーの 3 枚です。きょう、先ほど新たにお配りさせていただいた資料が A 4 の 3 枚物「藤沢市焼却施設整備基本構想と基本計画の主な変更点とその概要」でございます。

以上ですが、お手元に資料はございますでしょうか。よろしいですか。——もし途中でないことに気づきましたら、お手を挙げていただければお渡しできますので、よろしく願いいたします。

それでは、規則によりまして、審議会の議長には会長に当たっていただくことになっておりますので、ここから先は横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○横田会長 それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議事（１）「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○須田補佐 事務局であります環境総務課の須田と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について」ということで、まず最初に概要と、次に詳細として説明させていただきたいと思っております。

資料をごらんください。まず、「改定の目的」です。一般廃棄物処理基本計画については、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、各自治体において定めることが規定されております。環境省の指針においてはおおむね 5 年ごとに改定することが望ましいとされていること、またバイオガス化施設の導入が延期となったことから、現行の計画、平成 23 年度に改定されたものですが、こちらを関係法令、社会情勢等の時代の変遷に伴う視点から見直し、改定するものとなります。

「計画の構成」です。計画の構成については、まずごみ処理基本計画、それから生活排水処理計画となっております。

「計画期間の設定」は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とし、中間目標を平成 33 年度とします。

「改定のポイント」になります。

まず、（１）「上位計画との整合性を見直し」です。国の法令、計画、方針、指針。神奈川県廃棄物処理計画。藤沢市環境基本計画。湘南ふじさわ下水道ビジョンなどとなります。

続いて、（２）「ごみ処理の現況と課題の抽出」です。こちらは、過去の統計データを確認しながら、ごみの減量、再使用、再利用、資源化、ごみ処理経費などの現況を確認し、課題を抽出していくものです。

（３）「ごみ処理計画」です。統計値の整理、目標値の見直し、ごみの排出抑制・資源化の

ための方策、事業系廃棄物対策、超高齢社会の対応となっております。事業系廃棄物対策については、前回の審議会の中で事業系廃棄物対策をきちんと計画の中に入れたほうがいいというご指摘がありましたので、ここに掲載させていただいております。また、超高齢社会の対応については、資源化・減量化とは若干視点が違いますけれども、今後、重要な事項として掲載する予定となっております。

それでは、詳細を説明していきたいと思います。「計画の改定について」という資料の裏をごらんください。「循環型社会を形成するための法体系」ということで記載させていただいています。環境基本法、循環型社会形成推進基本法などがございしますが、循環型社会形成推進基本計画が平成25年5月に改正されております。それから、廃棄物処理法も平成28年4月に一部を改正されております。平成以前の計画から、廃棄物処理法の主な法改正としては、平成27年8月に施行された災害時の仮の焼却施設等の設置にかかわる条項とか、そういったものが変更されております。平成28年4月1日に施行されたものは、特別管理一般廃棄物に廃水銀及び廃水銀を処分するために処理したものを追加することとなっております。その中に、下の段で「個別物品の特性に応じた規制」となっております。この中で、小型家電リサイクル法が平成25年4月に施行されております。

主な法改正は以上のとおりになります。

この中で、国の目標として、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が定められております。幾つかありますが、例えば一般廃棄物について、平成24年度に対し排出量を12%削減、排出量に対する再生利用の割合を21%から27%、最終処分量の14%削減、1人1日当たりの家庭ごみ排出量500グラムなどという目標が掲げられております。また、循環型社会形成推進基本計画においても、目標の見直しがされております。例えば、一般廃棄物の減量化で約890グラム、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量として約500グラムという目標が掲げられております。

次に、県のほうです。県の計画も改定予定となっております。この資料には載っていませんが、説明させていただきます。神奈川県循環型社会づくり計画が、平成24年3月に策定されています。こちらは平成28年3月に改定を予定しております。その中でも、生活ごみ1人1日当たりの排出量、一般廃棄物の再生利用率などの見直しが図られる予定となっております。

それでは、もとの資料の「藤沢市の計画、関連条例」を説明させていただきます。こちらの中で、藤沢市環境基本条例、藤沢市環境基本計画がございします。こちらの藤沢市環境基本

計画についても、今年度の3月に改定を予定しております。

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例は平成27年12月に改正しておりますが、こちらは先ほど説明させていただいた災害廃棄物の処理施設、仮の施設を設置する場合の手続に関して条例改正をしたものとなっております。

これに基づきまして、藤沢市一般廃棄物処理基本計画が、今年度、改定するものとなります。

お手元に「一般廃棄物処理基本計画」をお持ちいただいていると思います。平成24年3月に改定したものをお手元にご用意ください。お持ちでない方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

先ほどの概要とポイントで軽く説明させていただきましたが、こちらの本文を見ながら、こういったところを変更していく予定というところをイメージしていただきたいと思いますので、説明させていただきます。

まず、1ページ。「一般廃棄物処理基本計画基本事項編」と記載してあります。こちらは、「計画期間」が変更となっております。下のほうは、先ほどの「上位・関連計画等との関係」で説明させていただいたところになります。

10ページ、11ページ。「基本理念と基本方針」は、基本的に変更する予定はございません。11ページの「計画の数値目標」は、大幅に変更する予定となっております。例えば、先ほども説明しましたが、国との比較などがなかなかできないような表となっておりますので、そういったものをつけ加えていきたいと考えております。あとは、資源化率も、今、国に報告している数値がありますが、そちらと計算方法が異なっており、市独自の資源化率となっております。こういったところを国の計算方法と合わせることによって、他市との比較が容易にできるような数値にしたいと考えております。

17ページ、「施策の体系」です。施策の体系的にはほとんど同じと考えております。基本方針1、2、3とありますけれども、それぞれに施策を展開していくという内容となっております。例えば、施策の一番上として「3R推進に関する施策」「事業系ごみに関する施策」。基本方針2の施策として「施設整備に関する施策」「排出・収集に関する施策」「中間処理に関する施策」「最終処分に関する施策」「災害廃棄物に関する施策」「その他のごみに関する施策」。基本方針3として「協働体制の仕組み」「協働事業の充実・支援」「情報発信・啓発」ということで予定しております。右側の内容は、当然、見直しの対象になっていきますので、ここを重点的に見直したいと考えております。

25 ページ、「廃棄物の適正処理システムの実現のための施策」として、「ごみ処理の流れ」がございませぬ。こちらについても、前回の審議会でかなり直したものを皆様にお示ししていただきますので、それに合わせた修正をしたいと考えております。

45 ページ、「生活排水処理基本計画」となっております。「基本理念と基本方針」については、特に変更等ございませぬ。下水道ビジョンは、今年度改正予定となっております。こちらに合わせて一応変更予定となっておりますけれども、下水道ビジョンが同じような時期に改定となりそうなので、若干ずれる可能性はございませぬが、なるべく合わせていきたいと考えております。

一応、詳細な説明については以上となります。

最後に、この基本計画の改定のスケジュールについて説明したいと思います。ホチキスどめの資料の一番最後を見てください。「藤沢市一般廃棄物処理基本計画改定等スケジュール」と記載させていただいております。

4月、5月は、一般廃棄物処理基本計画改定業務として、コンサルタント業者にこちらの改定業務の委託をしており、4月、5月に入札をして、契約をしている状況です。現在、過去のデータの取りまとめをしていただいている状況です。

7月は、減量等審議会、今回の開催となっております。

8月は、第一次素案が提示されます。それを持ちまして、8月24日に審議していただく予定となっております。

10月になりまして、第二次素案。8月24日の審議結果を受けて修正し、第二次素案を提示したいと考えております。それを、また10月25日に審議していただく予定となっております。

11月から12月にかけて、パブリックコメントを求めたいと考えております。12月にパブリックコメントの意見の整理。必要に応じて審議会を入れるか入れないかということになると思っております。

1月、最終案の提示をさせていただきますので、こちらは最終的に減量等審議会で審議していただくような形を考えております。

また、基本計画とは別の話になりますけれども、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画についても改定を予定しております。こちら9月から10月にパブコメを行いたいと考えております。こちらは、施設の計画がメインとなっております。ただし、皆様のほうにはパブリックコメントの資料等はお送りして意見を求めたいと思っておりますので、こちらよろしくお

願いたします。

最後ですが、平成 29 年度、平成 30 年度の藤沢市廃棄物減量等推進審議委員の選考を予定しております。今回の委員の皆様については、今年度が 2 年目となります。特に市民公募の方については、また来年度、続けていただけるということであれば、11 月から 12 月の募集がありますので、ぜひ応募していただければと思います。

私からの説明は以上となります。

○横田会長 ただいまのご説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

一般廃棄物処理基本計画というのは大変大きな計画ですので、内容もざっくりしたものでありますが、計画のポイントを今ご説明していただいたわけですが、何かそれにこういうものを加えるべきではないかとか、もしありましたら、どうぞ。

前回までの審議会で出されたご意見等を踏まえてこしらえてあるということです。何分、こういうものはわかりやすく書くというのが 1 つあったかと思えます。そういう意味で、先ほど資源化率は、何か国のほうのやり方と藤沢市のやり方が少し違うので、それに合わせるということをおっしゃられていました。

例えば、基本計画の 2 ページに「ごみ発生量」、「要処理量」、「資源化率Ⅰ」、「資源化率Ⅱ」、「最終処分率」といったものがずらずらと書かれているわけです。「要処理量」というのは内訳が書いてありますけれども、例えば不燃ごみは、ふだんごみを分けている方は、不燃ごみはこんなものだというのはよく知っていると思いますが、ここにあるようなものについて、具体的にどういうものが不燃ごみで、どういうものが可燃ごみなのかというあたりのことも、最初に「用語の定義」があります。非常にありがたいことですが、トップに出ていますね。ページ抜きのところ。これは将来ともこの位置に入るのか、新しくしていくのかわかりませんが、やはりこういう用語の定義と一緒に、多少難しい専門語と言うのもなんですが、藤沢市で決めている可燃ごみとは何かとか、不燃ごみとは何かということは、やはり最初にわかっておく必要があるのかなという気がいたしました。

そういうことで、資源化率の定義には、チップ化施設持ち込み量とか、リサイクル展示場の資源化量、いろいろ書いてありますが、もしできればそういうものは具体的にどういうものなのかということの説明が一覧表のような形でまとまっているといいかなと思えました。

ついでですけれども、資源化率は、国がどういう定義をしているか、私もよくわかりませんが、「率」というからには、分母のごみ発生量というのは分子に入ってくる集合というか全てを集めたものが入っていないと率にならないわけです。例えばその他家電リサイクル量と

いうのがありますが、これはごみ発生量にそもそも入っているのかどうか。ごみ発生量を見ると、ここには資源回収量が入っている。ですから、資源回収量の中にその他家電リサイクル量も入っているのか。あるいは、処理過程からの資源化量、これはちょっと難しいと思いますが、やはりこの辺もわかりやすく市民に教えてもらう必要があると思います。これらのごみ処理過程からの資源化量も、ごみ発生量の中に入っていないと、率としてはおかしいわけですよね。初めは入っていないくて、途中で中間処理後に動いてきたものだとは思いますが、もし率として考えるなら、処理過程からの資源化量も、ごみ発生量の中に当然入っているべきだと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○須田補佐 まず、用語の定義について、目次の次のページに、一応「用語の定義」がございます。ただ、先ほどおっしゃられたとおり、こういった細かいものが何を示すかというのは確かに書いていないので、なるべくわかりやすいように記載したいと思います。ただ、この資源化率についても、実際には「ごみ発生量」と書いてありますが、一部推測量が入っているのが現状なので、そこの考え方をどうするかというのも、次回の審議会にて、こういった違いがあるということを説明していきたいと考えております。

また、先ほどの中間処理から資源化したものも資源化率に入れるべきという話ですが、こちらについても、事務局として当然入れるべきと考えております。例えば、今、蛍光灯の処理をしていますけれども、今は最終処分という形でやっております。ただ、現実としては、ガラスはガラスとして資源化し、水銀は水銀として回収して資源化している状況なので、本来ならば資源化率に入れるべきと思っております。

国の考え方として、リサイクル率というものがありますが、そちらの計算方法を使えばリサイクル率の中に入れられますので、藤沢市でも、今回の基本計画の中で、リサイクル率についても示していきたいと考えています。

○横田会長 要するに、私の言いたいのは、率というからには分母は全部入っていないとおかしいということだけです。あとは、なるべく難しい言葉は冒頭にでも、あるいは巻末でも結構ですので、この「用語の定義」みたいな形で説明の表をひとまとめにしておいていただくとありがたい、そういう要望です。

何かお気づきの点はございませんか。これからまだ審議するチャンスはあるわけです。これからまだコンサルの方もデータ等をまとめた上で中間的に素案が出てくると思いますので、そのときにまたごらんになっていただいて、ご意見を出していただくということでもよろしいかとは思いますが。

最近、国がしきりと言っている防災関係のときにも、こういった廃棄物処理施設が役に立つと言うと変ですが、頼りになる施設という機能も備えるようにしていただきたいとか、あるいは低炭素化ですか、地球温暖化等のことについても、この廃棄物処理の中でもできることがあれば、できる限り低炭素化の機能を果たすようなものにしていただきたいということをおっしゃっているわけです。それは、各条項を見ると、先ほどの説明の中にも、たしか災害のことも入っていたし、地球温暖化防止についても入っているわけです。エネルギーとかそういうものの資源化の率を高めるということに入れているのか、あるいはバイオマス関係のことについては、藤沢市では残念ながらバイオマス関係はちょっと難しいということで、施設は取りやめにはなっておりますが、そういうことの今後に向けての狙いも、この中に入ってくるのだろうとは思いますが、そのあたりでは、どのようにお考えになっておりますか。

○須田補佐 災害廃棄物の処理に関しては、基本的な事項だけを記載する予定となっております。ただ、後でも説明のある、藤沢市の新しい施設、北部環境事業所の更新がありますが、その中に災害廃棄物を処理するための施設としての位置づけもされることとなっております。また、当然、エネルギーの使用が少ない施設というのは重点項目としてその計画の中に入っております。

○横田会長 ほか、ございませんでしょうか。

○北坂委員 廃棄物そのものの定義が、何をもちいて廃棄物になるのか。例えば、きょうの新聞で、セメントの材料、原料ですか、廃棄物を使ってセメントをつくるという記事を目にしたんです。それは、災害時の廃棄物をセメントの原料にして、そういうものをつくっていくということで、廃棄物そのものが出てくる中で、最終的に廃棄物と呼ばれるもの、ないしはそれを再利用するもろもろの方法によって廃棄物の量も変わってくるかと思えます。そのところ、藤沢市としての廃棄物の定義を、もうちょっと具体的に聞きたいなと思っているんです。ちょっと難しいのかもしれませんが、より具体的になると思えます。

○須田補佐 この計画のもとになっているのは廃棄物処理基本法ですので、廃棄物処理基本法に定める一般廃棄物に対して計画をつくるものとなっております。ただ、災害時のごみは一般廃棄物になりますので、ちょっと考え方が難しいのですが、今回はそういったものは余り対象としていないので、通常の家から出た不要のものと、事業系から出るもので一般廃棄物に該当するもの、それからし尿と浄化槽汚泥が、今回の計画の対象となっていきます。

○北坂委員 家庭から出たごみについては、資源化にはならないんですか。

○須田補佐 当然、ごみと資源という分け方になります。

- 北坂委員 一般の食べ物の家庭ごみですね。例えば藤沢市でいえば月曜日と木曜日に出す一般家庭のごみ、これは廃棄物ですか、資源化になるものですか。
- 須田補佐 資源として出しているものは資源という扱いです。ごみではないです。
- 北坂委員 なるほど、ごみではないのですね。可燃ごみという形で出していますよね。
- 須田補佐 一般廃棄物という中には入るのですが、市としては、ごみではなく資源物という扱いにしているということです。
- 横田会長 よろしいですか。定義の問題は非常に難しいのですが。
- 金子部長 少し補足というか、考え方です。

まず、市がつくる計画は、本当に市民の皆さんにとって大変読みにくい部分があって、専門用語が出てきたり。そのやり方についても、通常だと参考資料か何かで一番最後に用語の説明をつけておくというのが通常パターンです。しかし、私も、読んでいて、途中に出てきたわからない言葉を後ろへ持っていくというのが非常に難しく、それはこれからうちのほうで調整しなければいけないのですが、同一ページにあったほうが本来は読みやすいかなという考え方は持っております。ただ、紙面の関係もありますので、大変難しいところもあります。

廃棄物の関係で、昔と違って、先ほどの可燃ごみも、昔はただ燃やしてしまうだけ。今、北部環境事業所はエネルギー回収型になっていまして、燃やしたエネルギーで発電していくという形になりますので、昔でいうただのごみではないというのは事実だと思いますが、なかなかそこを数値化するのも難しい。

建設リサイクル、要はコンクリートがらとかも、昔はそのまま埋め立てをしていましたけれども、それを再生して路盤材に使っていたり、そういう循環型のいろいろな再生の方法が出てきておりますので、それをどこまでこの計画の中に盛り込めるかは別にして、そういった意味のものも入れていかないといけないかなと。

先ほどの災害廃棄物については、説明したとおり、来年度、計画をつくります。あとエネルギー回収、温暖化のほうも、温暖化対策の実行計画をここで見直しますので、この一般廃棄物処理計画の中では触れさせていただきますけれども、詳細については本物の計画を参照するような形で、頭出しのような形で考えていきたいと思っています。それを全部入れていくと、このページがまたこんなに厚くなって、だんだん皆さん読みたくなってしまいます。このところ計画物はそういう傾向がありますので、なるべく市民の皆さんにも目を通していただけるような計画書にできればと思っております。

補足で考え方だけ申し上げました。

○横田会長 これは本論から少し外れるかもしれませんが、この基本計画の中には生活排水処理も入っているんですね。この排水処理の中で私が気になるのは、合併処理浄化槽は、現在、藤沢市は、まだ浄化槽の処理人口が3,000人ぐらいいます。3,000人というのは、戸数にすると何軒ぐらいあるのか。3,000人というのは世帯数ではなくて、その世帯で使っている浄化槽の家族全員を入れた人数だろうと思いますが、そのあたりのことがもう少しよくわかるといいかなと思います。

それから、最近、確かに浄化槽は性能がよくなっていて、浄化槽法でも排水の1つの基準として、BODで20ppm、20mg/L以下にしてください、そうなっているかどうかの検査もしなさいということになっていますが、そういった検査が果たしてうまく行われているのかどうか。やはり浄化槽の管理者は一般の市民ですので、その辺の知識は全くないので、検査する側が「これは検査しなければいけないのですよ」ということをちゃんと教えて、検査をさせていただきなさいいけない話ではあります。

ところが、藤沢市の場合はどうか知りませんが、全国的にも自治体で余り検査率が芳しくないところが結構多いということもあって、実際にはちゃんと検査していない。検査料もかかりますから、お金のかかることは余りしたくないということは当然あると思います。その辺は、国のほうでも少しおこなっているのではないかと思います。もう少し浄化槽というものの管理の特殊性から見ても、例えば検査は無料にするとか、検査すればするだけ検査者側の収入になっていくという形にでもしない限り、検査率は上がらないのではないかと思います。そのあたりの浄化槽の維持管理の状況、検査率がどのような状況になっているのか。

一般に浄化槽法は都道府県に管理監督義務が課せられていますが、藤沢市は保健所設置市ということで、県並みの権限と責任を持っている市であろうかと思っております。その辺のことについても、なるべく基本計画の中でももう少し情報が出てくるといいなと思っております。これも、私の1つの要望、希望であります。

○須田補佐 今のご意見については、本日は来ていませんが、下水道業務課が担当になります。

次回以降は出ていただく形になりますので、申し伝えておきますので、よろしくお願いいたします。

○岩隈委員 51ページの10です。集合住宅にあるディスポーザというのですか、私は使っていないからよくわからないのですが、この文章によると集合住宅で使っているところもあるようですが、何か余りよくないように書いてありますよね。詰まったりして負担が大きいと。

ほかはみんなきちっと分別しておりますので、こういうのは禁止するようなことはできないでしょうか。

○横田会長 多分これも、今度の下水道のほうのお仕事になるのかなと思います。

○須田補佐 「単体で使用すると」と書いてあります。藤沢市で認めるものですが、ディスプレイに排水処理システム、浄化槽がついているものでないと認めないという下水道の定めがございますので、ここに書いてあるものは、あくまでも細かくして下水道に流すようなディスプレイはだめですよという話で記載させていただいているものです。なので、藤沢市にはこういう単体のものはないということになります。

○野中委員 同じところでもう一度教えていただくことになるかと思いますが、11 ページの表の中で、②「資源を除くごみの減量目標」と、下に書かれている「要処理量」はイコールなのでしょうか。それとも、要処理量の減量目標ということでしょうか。ちょっと②の定義がよくわからなくて、教えていただきたいというのが1つです。

この計画そのものを国の方針とか、あるいは神奈川県計画の改定に照らし合わせながら計算方法などを変えていかれる予定だということですので、この冊子に載せることが適切かどうかわかりませんが、数値目標が適当かどうかを判断するための参考資料として、次回あるいはその次にご提示いただくときに、その時点で出ている国の目標値とか、県の目標値も一緒にご提示いただければ、藤沢市の目標がどのレベルなのかというところが、より議論が深まるのかなと思っています。

○横田会長 これについては、事務局から何かご説明していただけますか。②がちょっとわかりにくいということです。

○須田補佐 こちらは「要処理量」と書いてありますが、実際には排出量という形になります。実際にごみが出された量です。こちらがごみの減量目標という形になっております。ただ、こちらの考え方として、家庭系と事業系と合わせたものとなっております。国のほうだと家庭系という限定がありますので、当然、先ほど委員がおっしゃった国との比較ができるような数値となると、ここからまた違う数値を出させていただくような形となります。次回の素案については、国の目標値と、それに対する実際の現状値について表でお出ししたいと考えております。

○横田会長 資源を除くごみの減量ということはよろしいですか。——ありがとうございます。

ほかにごございますか。——特にないようでしたら、議論はこの程度にしておきたいと思

ます。

それでは、次第の2「その他」に移ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

○五島主幹 それでは、2の(1)「藤沢市焼却施設整備基本計画について」、ご説明させていただきます。北部環境事業所、施設整備担当の五島と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元にお配りしたレジュメだと、「整備・運営事業に関するスケジュール」のA3のものと、先ほどお配りした「藤沢市焼却施設整備基本構想と基本計画の主な変更点とその概要」、この2点で説明させていただきます。先に、基本構想と基本計画の変更点のご説明をさせていただきます。

藤沢市においては、老朽化した焼却施設が、北部環境事業所と石名坂環境事業所、市内に2施設あります。先ほどの説明でもあったとおり、平成42年まで人口増等に伴うごみ量も微増していくという傾向の中で、焼却施設を整備する必要があるということで、平成27年4月に湘南東ブロック藤沢市域における焼却施設整備方針を策定し、それをもとに藤沢市焼却施設整備基本構想(素案)を策定させていただきました。こちらは、平成28年1月に開催した第2回藤沢市廃棄物減量等推進審議会でご報告させていただいたものです。その後、審議会のご意見等を反映して、藤沢市焼却施設整備基本計画を策定しました。この基本構想と基本計画の変更点についてご説明させていただきたいと思ひます。

委員の皆様には、基本計画を郵送でお送りさせていただいておりますので、主な変更点とその概要についてということで、それをA4判に抽出した形で、文章は一部抜き出しと省略、表についても抽出した形の表となっておりますので、対比した形と、補足説明をしながらご説明させていただきます。

まず、この基本計画の構成が、「はじめに」の冒頭の理念の部分の説明する文章と、10章立てとなっております。

「はじめに」の中で、基本構想の段階でも、現状の課題とか、資源の推進というものをうたっておりますけれども、基本計画の中で「循環型社会構築のための優先順位として」ということで、1番目から5番目の順番で、リデュース、リユース、リサイクル、熱回収、適正処分を基本理念としているということを追記して、循環型社会推進のためにリデュース、リサイクルをまず第一として、焼却施設整備の計画を進めていくということをお明記させていただきました。

第3章「施設規模と計画ごみ質」です。こちらは「国、県、市の目標」の中で、基本構想策定時点と基本計画策定時点で国の計画に変更がございまして、これは抽出している部分で

ございますが、減量化の目標が、改定後は平成 24 年度排出量が 12%削減。1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量を 500 グラムということで改定されましたので、その部分を変更しております。リサイクル率についても 27%、最終処分量についても 14%という変更になっております。

第 4 章「公害防止基準値等の設定」についてです。「検討の目的」を追記させていただいて、基準値の設定について技術的及び経済的に可能な範囲を勘案して、適切な設定値を検討すること。今後、施設の生活環境影響調査を行い、環境について予測評価を実施することを追記しております。

続いて、「排ガス排出基準のまとめ」です。添付してある表だとちょっと見にくいので、2 枚目の裏面と 3 枚目が「基本構想」と「基本計画」で、それぞれ表を抽出しております。基本構想のほうでは、廃棄物処理法に定められている維持管理計画で計画する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、一酸化炭素と、神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制基準、これはカドミウムから水銀までですが、これらを混同した 1 つの表となっております、不適切な表の表現でしたので、基本計画のものと県条例の項目に分けて、それぞれ明記するようにしております。

1 枚目の裏面です。「公害防止基準値等の設定」の「騒音」と「振動」について、基本構想のほうでは「計画地は、工業専用地域であるため、騒音の規制基準は適用されません」とされていましたが、神奈川県生活環境の保全等に関する条例で規制基準が定められておりましたので、このところは訂正させていただいて、表を入れかえております。騒音については規制基準は変わらなかったのですが、振動については午前 8 時から午後 7 時まで、構想では 75 デシベルでしたが、基本計画では 70 デシベルに変更させていただいております。

第 5 章「処理方式の検討」です。基本構想の段階では、建設の焼却炉の形式について、ストーカ方式または流動床方式の 2 つに絞られるという段階までの検討で終わっていましたが、メーカーアンケート等を実施した結果、藤沢市の北部環境事業所新 2 号炉については、ストーカ方式の焼却炉を建設するというので、計画させていただいております。

第 7 章「余熱利用計画」についても、メーカーアンケートの結果によって、発電出力が 3,200 キロワットから 3,650 キロワットという結果が得られましたので、それを記載するとともに、こちらの審議会でもご意見いただいた発電出力というものがどれぐらいなのかといったことを一般の方にもおわかりになっていただけるように、参考として発電量の 3,650 キロワットのうち、焼却施設に使用する電力を除いた外部へ供給可能な発電量は約 2,750 キロワットと

なるということ、これは一般家庭の約4,500世帯分の1日の消費電力に相当するということを追記させていただいております。

第8章「事業方式の検討」です。基本構想の段階ではDBO方式で藤沢市のリサイクルプラザとか北部1号炉が運営されていますので、これらを踏まえてその導入について検討することにしておりましたが、基本計画においては、プラントメーカーから見積もり等を徴収した結果も踏まえて、定量的評価、定性的評価、あと民間事業者の参入意向の各評価において、DBO方式に最も優位性がございましたので、藤沢市の新2号炉の運営事業としては、DBO方式が最も適した方式ということにさせていただいております。

第9章「概算事業費の検討」です。基本構想の段階では、他市事例や物価上昇率等を踏まえて概算事業費を検討しておりましたが、基本計画においてメーカーアンケートの結果等を整理して、概算事業費を、総建設費としては133億円から151億円としております。こちらについては、おおむね基本構想の試算と同じような結果となっております。

第10章「整備スケジュール」です。基本構想の段階でも、新2号炉の建設は狭い土地であること、1号炉を稼働しながらの建設であるということで、建設期間は長くなると想定しておりまして、約4年半を見込んでおりましたが、メーカーアンケートを行った結果、5年間の工事期間が必要であるということになりました。平成30年度に着工して、稼働は平成35年度の予定としております。

以上が、基本構想と基本計画の主な変更点とその概要となります。

続きまして、この基本計画をもとに、今年度から実施させていただいている「整備・運営事業に関するスケジュール」というA3の資料をごらんください。今年度、来年度において実行する大きな項目としては、A3の表の一番左端の一番上の段「施設整備検討項目」の中の実施方針の作成、審議を行った上でつくっていくものとなっております。まず、どのような施設をつくるのか、メーカーに見積もり設計図書を徴収して、こちらで要求水準書をつくる準備を開始します。

その後、それと並行して実施方針の作成です。先ほど説明しましたが、新2号炉の整備運営事業をDBO方式で進めることとしていることから、PFI法に準じて実施方針の作成を行っていきます。この実施方針の作成というのは、この事業をどのような方式で行っていくのかということを示すものでございます。

DBOの実施方針を策定・公表した後に、この事業がDBO事業で実施することが適切であることを、定量的評価及び定性的評価等によって判断して、特定事業の選定という作業を

行っていきます。これらを行った後に、要求水準書を平成 29 年 4 月に公告して、プラントメーカーから技術提案を提出していただいたものを、平成 29 年 8 月ぐらいから審査する予定となっております。

少し話が戻りますが、「計画支援」は、専門のコンサルタント業者にアドバイザー業務委託をしておりますので、専門知識を有したコンサルタントに、PFI 法にのっとった事業選定の作業を進めていくものでございます。あわせて、外部識者及び市職員で構成する事業審査委員会を設置して、実施方針や事業審査方法等の検討を行って、整備・運営事業を受注する事業者を選定する作業を行っていく予定でございます。

予定としては、平成 29 年度 12 月に仮契約をして、2 月に本契約、実際の着工は平成 30 年度になる予定となっております。そのようなタイムスケジュールで事業計画を進めていきたいと考えております。

この A3 の表の一番下の段の「生活環境影響調査測定」は、廃棄物処理施設を設置するに当たって、廃棄物処理法で定められた必要な調査となります。周辺の大気や振動・騒音、悪臭などの環境を事前に調査して、焼却施設設置後の影響を予測評価して、その結果が環境基準に適合して、地域の適切な生活環境が保全されることを確認して、それを神奈川県に提出して確認していただくという作業を行う予定となっております。

「整備・運営事業に関するスケジュール」の説明は、以上とさせていただきます。

○横田会長 ただいま、整備計画のスケジュールの内容についてご説明がありましたが、ご質問等ありましたら、どうぞ。

○金田委員 1 点、お聞きしたいところがあります。

「処理システムの検討」で、処理方法はわかったのですが、今回、新しい 2 号炉をつくるに当たって、まず処理に対する処理量が現状のままなのか、処理量をかなりふやすのか。冒頭に環境部長のご挨拶がありましたけれども、市民の人口の推移が微増で増加する。多分、それに伴いまして、基本的に市民がふえれば事業系一般廃棄物もふえる可能性が高いと思います。それに対する増加率をどれぐらい見込んで処理量を考えているのか。そこら辺をまずお聞かせいただきたい。

それから、災害廃棄物もこちらで処理するということなので、その辺の余力をどう考えているのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○和田所長 まず、災害廃棄物です。本来、北部環境事業所で通常処理分としては、2 号炉における処理施設としては、石名坂の現状の施設を交えると 1 日 115 トンでいいのですが、こ

ここで災害処理分として処理量の10%程度を見込んで、一応38トンを見込む。そういうことで、115トンと38トンで、150トンを見込んでおります。災害が起これば、その分、38トンは必要になりますけれども、通常だと、石名坂の処理を含めると、その分、かなり余裕があるということです。あと、今度は新たに石名坂のほうの整備もこれと並行してというか、終わってすぐに、どういう整備にするかということも出てくるので、そのときに石名坂の処理能力も、今は130トンですが、通常、ここでいくと100トン程度でもいいのですが、そこで直していくという作業が出てくると思いますので、当面の間は北部の150トンで大丈夫であるということです。

○金田委員 例え、今の新しい2号炉については、災害以外のところで、人口増加に伴って処理量をふやすことは考えられているのでしょうか。

○和田所長 現状の段階だと予測していますけれども、処理量の増加としては、それほど一般廃棄物は見込んでいません。ただ、先ほど言ったように、北部の2号炉は災害時の1日38トンの分があるので、その分で、たとえ伸びたとしても、150トンあれば十分余裕があるということです。

それと、先ほどの繰り返しになりますけれども、藤沢としては2施設で行っていくということで、北部が終わった後、またすぐに石名坂の整備にかかることになっていきますので、そこでまた石名坂のほうの処理能力も決定していくことになっています。現状だと、そういう形で北部の150トンがあれば、その伸びを見たとしても十分余裕がある処理能力だと考えております。

○金田委員 単純に考えて130億円から150億円かかる施設なので、できれば余力のある施設にしていただければ助かるなど思っております。これから要求水準書をつくるということなので、そこら辺も踏まえていろいろ考えていただければと思っております。ありがとうございます。

○横田会長 これは、例えば寒川とか茅ヶ崎を入れた広域的な災害の広がり考えた上での量ではなくて、藤沢市だけの分ということでよろしいですか。

○和田所長 おっしゃるとおりです。藤沢市だけの分で、処理能力の何%かという形で算出した処理量です。

○横田会長 それが38トンということですね。わかりました。

ほかにございましょうか。

○北坂委員 今の焼却炉に関連するかどうかちょっとわかりませんが、この前いわゆるTPP

の問題について、これだけ課題があるという非常に大きな課題を1つ1つ聞いたときに、今の一番大きな問題はI S D条項だと。これは何かというと、例えば藤沢市であれば指定銀行があります。横浜銀行とスルガ銀行です。I S D条項に入ると、T P Pに加盟した国は、それは不公平だという話が出てくるかもわからないというのがI S D条項だ。これの裁判そのものは全てアメリカでやるということで、非常に大きな問題だという問題提起をたまたまセミナーで伺いました。カタヤマヨシハル(?)さんですか、彼がそのように話をされました。恐らく、業者選定については、そういういろいろな形で地域に貢献している業者とか、当然そういう形になってくると思います。非常に雲をつかむような話かもしれませんが、そういうことが将来起こるかもわからないということをお伺いしたので、参考までにご披露させていただきます。

○横田会長 事務局から、それについてはよろしいですか。——それでは、ほかに議論がないようでしたら、「その他」の(2)ですか、何か事務局からございましたら。

○山本上級班長 環境事業センター、地域担当の山本と申します。よろしく申し上げます。私から、「ごみの分け方・出し方動画について」、3つの資料をもとにご説明したいと思います。

それでは、「ごみの分け方・出し方動画」、「『動画でごみと資源のなぜ』を解決!」についてご説明いたします。本市では、ごみの減量・資源化を促進するために、スマートフォン用ごみアプリなどを活用して、市民の皆様にも周知啓発をし、ご協力をお願いしております。昨年、市民や大学生との意見交換から、例えば「カンは潰さないで、ペットボトルは潰して出して」など、ごみや資源の分け方・出し方のなぜの部分を知ることによって、一層のごみ減量・資源化が図られるのではないかとのご意見をいただきました。

そこで、昨年12月25日に「広報ふじさわ」で「ごみと資源のなぜ」を特集記事に掲載したところ、市民の皆様から好評を得たことから、ことしはお手元に配付している大きいA3のプリント「ごみと資源のなぜ?に答えます!」を、小学校4年生を対象に実施しているごみや資源の体験学習会の際に、公立の小学校36校3,800名に配布するとともに、ポスターを各市民センターや公民館に掲示していただきました。より多くの人に、「ごみと資源のなぜ」を知り、周知啓発することをテーマに市民や大学生と意見交換したところ、「動画があればわかりやすいのでは」とのご意見をいただきました。このことから、ごみ分別アプリやホームページから動画サイトを視聴できるシステムを構築し、7月8日(金)午前8時から配信を開始するものです。

動画の内容としては、裏面にある「ごみと資源のなぜ」、「ごみと資源の分け方・出し方」、

「ごみの減量・資源化」の3つのテーマで23編と「ふじさわキュンダンス編」を加えた24編を配信するものとなりました。今後の取り組みとして、12月の不法投棄やポイ捨ての多発時期に合わせ、「不法投棄・ポイ捨て防止編」などを配信してまいりたいと考えております。

本日は、配信に先立ちまして、24編の中から「ごみと資源のなぜ」から「ペットボトル・カン出し方編」、「ごみと資源の分け方・出し方」から「可燃ごみ編」、「シティープロモーション」からプラスチック製容器包装の収集から処理及び環境部各課をご紹介した「ふじさわキュンダンス編」の3編をごらんいただきたいと思います。

それでは、動画をごらんいただきますが、動画の出演者については環境部長以下、環境部の職員及び関係団体の職員でございます。それでは、見てください。

(動 画)

- 山本上級班長 最後に、動画にも登場している本市公式マスコットキャラクターのふじキュン、リサイクルプラザ藤沢啓発棟で活躍している藤沢市資源循環協同組合のマスコットキャラクター、エコReちゃんと一緒に記念撮影ができるパネルも作成しましたので、ご紹介させていただきます。

(パネル展示)

- 横田会長 もう議事は先ほどで終了しているんですね。
何か、特にございましたら。
- 北坂委員 今の動画で1つだけ。我が家では叱られそうなのが1カ所ありました。ペットボトルとカンを水道水で洗っていましたね。あれは、我が家では叱られます。「ためた水でゆすぎなさい」というようなことを毎回言われていますので、我が家の事情をちょっとご説明しました。
- 黛参事 いや、正しいと思います。
- 川崎委員 今、非常に楽しい動画を拝見して、うわさには聞いていたのですが、非常にすばらしいなと思いました。ユーチューブというか動画で見られるようになると思いますけれども、それだけではなくて、せっかくいいものなので、もっと効果的に使っていただければなと思います。そのお考えについて伺いできればと思いました。
- 阿部主幹 ユーチューブを使って、今おっしゃられたようにアプリとか、ホームページとか、ごみの検索システムにリンクを張りまして、そちらから手軽に見られるような形をとっています。また、その他でも、リサイクルプラザ藤沢でDVDを作成して常時流すとか、生活環境協議会や各市民センターなど、DVD等を市民の方にも見ていただくように貸し出しを

したいと思いますので、そのあたりでPRをしていきたいと思います。

○横田会長 テレビでもやるといいですね。(笑)

○岩隈委員 今、拝見しまして、1つ苦情を言っていていいでしょうか。お水を流しっ放しにしないで、1つやったらとめて、また次にやるときにとめるように生活しておりますので、よろしくをお願いします。

それから、これは今の基本計画とかそういうものではありませんが、1つお聞きしたいと思います。この間の広報にキエーロの紹介が出ましたよね。ですが、値段が書いていなかったですね。書いてありましたか。私、よく見たけれども見えなかったのです。それで、別口で事務局の方にお聞きしたら、大きさによって8,000円と1万5,000円があるそうです。私もキエーロを使ってみようかなと思いましたが、8,000円はちょっと普通の市民には高いかなど。もとの値段が幾らかわかりませんが、市役所のほう、もうちょっと頑張って5,000円ぐらいにさせていただくと買いやすいのですが。それは希望です。

それからもう1つ、さっきの動画を拝見して、とてもよかったのですが、市民に配られるカレンダーがありますよね。あのカレンダーの中に「メモ」と書いてある欄がありますが、あそこは小さいから、一々メモは書けないですね。ですから、どこかでいいのですが、今の「なぜ」をところどころでいいので書いていただければ、常に目に入って、いいのではないかと思います。動画だと一般の人の目に入りませんが、あのカレンダーであれば毎日のように見ますので、潰さないとか、潰すとか、私が言ったプラのやり方、あんなのをカレンダーの中に書いていただけたらいいかなと希望します。

それからもう1つ、今回は法律的なきょうの議題でしたけれども、一般市民としてのリサイクル、リフォームです。私は、帯でかばん(バッグ)をつくります。それから、廃棄された傘。今の傘は骨が折れただけぐらいでみんな廃棄しますが、生地がとてもいいのです。それもバッグにしました。あと、ウールの着物。今、着物があってもみんな着ないですね。私も着ないです。それを潰してリュックサックをつくりました。

きょうはテーマが廃棄物のリユース、リサイクルと書いてありましたので、課長さんにご相談したら入り口のところに出させていただけましたので、お帰りのときにちょっと見ていただけたらありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○阿部主幹 「区域別収集日程カレンダー」の件です。委員さんおっしゃられるように、あのカレンダーは毎日見るものなので、いろいろなところが狙っています。納税課は「税金のことを載せてくれ」とか、保健医療部は「健康のことを載せてくれ」とか、毎年いろいろな依

頼が来ています。ただ、本質的にはごみのカレンダーなので、メモのところも「もうちょっと広くしてくれ」とかいろいろな意見がありますが、増ページができれば「なぜ」の特集を一番前に載せるとか、そういうもので工夫していきたいと思います。そのところは私たちにお任せいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川島委員 今回のキエーロの補助金のことです。新聞に、葉山が発祥の地だということで、1,000円で購入するそうです。それと、鎌倉と逗子は「大半を補助」と新聞に書いてあります。一応、お知らせしておきます。

○刈屋主幹 キエーロについては、以前、コンポストを1,000円で市民の方にお分けしていたという経過は、多分、委員さんにご存じかなと思っておりますが、キエーロが登場してから、負担率を統一しております。その関係で、ちょっと高くなっています。内部でも「ちょっとこれは近隣に比べて」という意見は結構出ています。その辺は難しいところではありますが、今後に向けて考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川島委員 「日曜大工でもできます」と新聞には書いてあります。

○刈屋主幹 構造上、つくれると思っておりますが、中に土を入れる関係がありますので、耐荷重等の関係もあります。ホームページで見てつくられる方が結構いるのも事実でございますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 日程のことでちょっとお伺いしたいと思います。今度の8月24日と10月25日、2回ありますけれども、時間は午後のきょうの時間と同じですか。それとも、午前でしょうか。

○須田補佐 8月24日、今回は、今のところ1時からを予定しております。10月25日は、ちょっと時間は未定ですが、こちらも午後を予定しています。よろしくお願いいたします。

○横田会長 ほかにございますか。

いろいろと熱心なご審議、ありがとうございました。ちょっと長時間にわたりましたが、これにて議事は終了させていただきます。

○黛参事 それでは、これで本日の予定は全て終了しましたので、審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時11分閉会